

◎自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

(令和元年六月一二日法律第三二号) (参)

一、提案理由 (令和元年五月三十一日・参議院本会議)

○石田昌宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案について申し上げます。

現在、自殺対策基本法においては、自殺対策のため、調査研究及びその成果の活用等を行うことが規定されており、国立精神・神経医療研究センターの自殺総合対策推進センターを中心に実施されております。

しかし、今後、自殺対策を一層充実させるためには、保健、医療のみならず福祉、教育、労働など、広く関連施策と連動した調査研究等や、地域レベルの実践的な自殺対策の取組への支援などを、総合的かつ適確に推進する仕組みの整備が重要となります。

こうした認識の下、本法律案を提出いたしました。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、調査研究及びその成果の活用等に関し、基本方針を定めるとともに、その体制整備に関し、国等が講ずる措置を定めております。

第二に、厚生労働大臣は、指定調査研究等法人を全国を通じて一個に限り指定することとし、その業務として、調査研究及び検証並びにその成果の提供等、地方公共団体に対する援助などを定めております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとしております。

…………… (略) ……………

以上が、両法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、両法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (令和元年六月六日)

○富岡勉君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、自殺対策を支える調査研究及びその成果の活用等の中核を新たに担う指定調査研究等法人の制度を設けるとともに、調査研究及びその成果の活用等の基本方針、国や地方公共団体による調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備等につい

て定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六月四日本委員会に付託され、昨日、石田参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。